資料 制WG2-3

電波政策2020懇談会 制度WG ヒアリング資料

2016年2月12日 U Qコミュニケーションズ株式会社

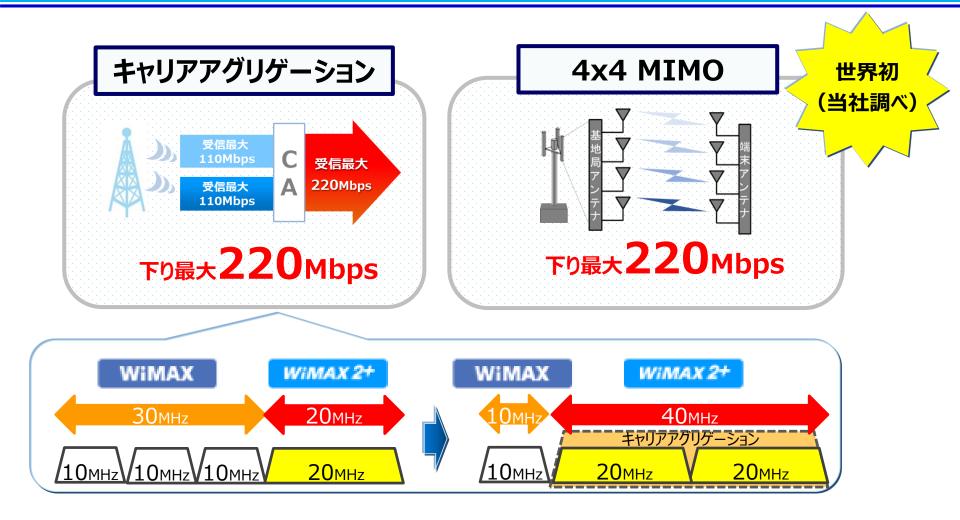




当社の概要

会社名	UQコミュニケーションズ株式会社
代表者	野坂 章雄(2010年6月14日就任)
所在地	東京都港区港南二丁目16番1号
従業員数	約370名(2015年11月現在)
資本金/資本準備金	1,420億円
株主	KDDI株式会社、京セラ株式会社、 東日本旅客鉄道株式会社(ほか

2007年	8月29日	会社設立
	12月21日	総務省よりWiMAX開設計画認定(30MHz幅)
2009年	2月26日	WiMAXデータ通信サービス開始(下り最大40Mbps)
2013年	7月29日	総務省よりWiMAX2+開設計画認定(20MHz幅)
	10月31日	WiMAX 2+サービス開始(下り最大110Mbps)
2015年	2月12日	WiMAX 2+サービスの高速化(下り最大220Mbps)



キャリアアグリゲーション + 4x4 MIMOの下り最大440Mbpsのサービスを 2016年度提供開始予定

電波利用料に関する意見

電波利用料の使途

- 電波利用料の歳出額と歳入額はバランスを図るべきと考えます。
- 電波利用料の使途については、電波環境改善に関する取り組みを充実するべきと 考えます。具体的には、以下の取り組みへの活用を検討するべきと考えます。
 - ✓ 国民の電波に対する不安を取り除くための電波の安全・安心のための研究及び国民に対する広報・啓発活動
 - ✓ BS左旋偏波導入の導入に伴い、BSブースターや宅内配線等から既存無線局に干渉を与える妨害波を発生させることも考えられ、干渉の発生を防止するための事前調査を十分に行うことが必要。また、実際に有害な干渉が発生した場合に、その干渉を除去するための対応が必要。その費用の一部を電波利用料から歳出することも検討すべき。
 - ✓ 国際競争力確保のための研究開発・実証試験等

電波利用料の徴収

■ 広域専用電波を使用する無線局については、無線局毎の電波利用料徴収制度を見直し、周波数帯域による電波利用料徴収制度への一本化を検討するべきと考えます。これにより、無線局毎の電波利用料の請求、支払いに関する事務処理の軽減が図れます。